明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電波法施行規則等の一部を改正する省令（総務三八）　一
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令（国土交通四七）　三
〔告　示〕
○無線電力伝送用構内無線局の条件を定める件（総務一六三）　一五
○構内無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件（同一六四）　一六
○構内無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件の一部を改正する件（同一六五）　一七
○構内無線局の申請の単位を定める件の一部を改正する件（同一六六）　一八
○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を定める件の一部を改正する件（同一六七）　一九
○周波数割当計画の一部を変更する件（同一六八）　二三
○予算科目に係る補助金等のうち補助事業者等が市町村であるものの交付に関する事務を都道府県の知事が行うこととした件の一部を改正する告示（同一六九）　二三
○生物学的製剤基準の一部を改正する件（厚生労働一八六）　二四
○水防法第十条第二項の洪水予報を行う河川の指定を改正する件（国土交通五八五）　二三
○水防法第十六条第一項の水防警報を行う河川の指定を改正する件（同五八六）　二四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二五
特殊法人等
阪神高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、税理士証票無効・登録抹消関係　二五
会社その他
会社決算公告　二五

省令

○総務省令第三十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年五月二十六日

総務大臣　金子　恭之